

急病センターにおける診療報酬について

6歳未満児を夜間・休日に診療できるなど施設基準要件を満たしていることから、急病センターにおいて計上可能な診療報酬である「地域連携小児夜間・休日診療料1（以下、小児救急加算1）」の加算計上を検討すべきとの意見があった。

（小児救急加算1について）

施設基準を満たしている医療機関が厚生局に申請し、承認（申請～承認まで約1ヶ月）された医療機関において、休日・夜間等の時間外で小児科医がいる時間帯に6歳未満の小児を診療した場合に加算が可能な点数で、原則1回の診療ごとに加算する。

（加算点数等について）

点数 450点 → 2割負担で利用者の窓口負担が現行より900円増加する。

（ただし、子ども医療費助成の対象者については、窓口負担分を償還払いで払い戻している。）

（加算計上の課題）

所得制限により、子ども医療費助成の対象外となる者がいるほか、助成対象者であっても窓口において一時的に利用者が負担することになる。

（今後の方向性）

診療報酬における医療費の加算であり、施設基準要件を満たしていることが判明したので加算計上は行うこととするが、市民への影響があることから、実施時期も含めて、今後総合的に検討していく。